

一般財団法人 波多野ファミリスクール 定款

平成 24 年 6 月 18 日改訂版

第 1 章 総 則

【名称】

第 1 条 この法人は、一般財団法人波多野ファミリスクールと称する。

【事務所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

【目的】

第 3 条 この法人は、教育を通じて国民等の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第 4 条 この法人は、第 3 条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児に対し、遊びや集団生活などを通して生きるための核となる力や社会性などを育てるとともに、その保護者に対し助言をする事業。
- (2) 幼児・児童等に対し、運動を通して逞しい体と心を育成する事業。
- (3) 幼児・児童に対し、具体的体験や実験を通して思考力・論述力を伸ばす事業。
- (4) 成人に対し、育児・教育に関する相談・助言等をする事業。
- (5) 成人に対し、生涯学習の場を提供し、豊かな人間性を涵養する事業。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、首都圏を主たる地域として行うものとする。

第 3 章 資産および会計

【基本財産】

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき、および基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

【事業年度】

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【事業計画および収支予算】

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなくてはならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告および決算】

- 第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所、および従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

【公益目的取得財産残額の算定】

- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

【評議員】

- 第10条 この法人に、評議員7名以上12名以内を置く。

【評議員の選任および解任】

- 第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員の配偶者
- ロ 当該評議員の3親等内の親族および当該評議員の配偶者の3親等内の親族
- ハ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ニ 当該評議員の使用人
- ホ ロからハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ヘ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- ト ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

【評議員の任期】

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

【評議員に対する報酬等】

第 13 条 評議員には各年度の総額が 25 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 5 章 評議員会

【構成】

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

【権限】

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任・解任
- (2) 理事および監事の選任・解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分または除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

【開催】

第 16 条 評議員会は定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

【招集】

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

【議長】

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

【決議】

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【議事録】

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 役 員

【役員の設定】

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、1 名を副理事長、3 名以内を常任理事、1 名を業務執行理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

【役員を選任】

第 22 条 理事および監事は評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長、常任理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

【理事の職務および権限】

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令およびこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長および業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務および権限】

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。

【役員任期】

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときには、任期満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

- 第 26 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

【報酬等】

第 27 条 理事および監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員等の損害賠償責任の免除】

第 28 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

【外部役員の実任限度契約】

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事または外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理 事 会

【構成】

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長ならびに副理事長、常任理事および業務執行理事の選定および解職

【招集】

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

【議長】

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【決議】

- 第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更および解散

【定款の変更】

- 第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条および第 11 条についても適用する。

【解散】

- 第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

【公益認定の取り消し等に伴う贈与】

- 第 38 条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、または合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

【剰余金の分配の制限】

- 第 39 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

【残余財産の帰属】

- 第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

【公告の方法】

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 事務局

【事務局】

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 会 員

【会員】

第43条 この法人に協力会員を置くことができる。

- 2 協力会員はこの法人の趣旨に賛同し、財政その他の面でこの法人に寄与するものとする。
- 3 協力会員は、理事長がこれを委嘱または承認する。
- 4 協力会員の会費その他は理事会において別に定める規程による。

第12章 諮問委員会および名誉会長

【諮問委員会】

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事長は諮問委員会を設置することができる。

- 2 諮問委員会の委員は、理事会の推薦を受けて理事長が選任する。
- 3 委員は理事長の求めに応じて事業推進のための意見を述べることができる。

【名誉会長】

第45条 理事長は、理事会の承認を経て、この法人の発展に寄与した者およびその関係者を名誉会長に選任することができる。

- 2 名誉会長は理事長の求めに応じ、理事会などで参考意見を述べ、式典などに出席することができる。

第13章 補 則

【委任】

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事（理事長）は、次に掲げる者とする。

小島章伸

4. 定款変更記録

平成 24 年 6 月 18 日評議員会にて第 21 条第 4 項を削除